

令和 6 年 第 1 回

伊根町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 22 日（第 3 号）

伊 根 町 議 会

令和6年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和6年 3月22日 金曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和6年 3月22日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	閉 会	令和6年 3月22日 11時42分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議 員 及 び 出席並びに 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	住民生活課長	森 田 連 三	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	井 上 康 子	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	長谷川貴之		8 番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和6年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和6年3月22日(金)
午 前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ○ 災害対策について | 大谷 功 |
| ○ デジタル教科書導入をはじめとしたICT教育について | 山根 朝子 |
| ○ 野良猫対策について | 上辻 亨 |
| ○ 亀島地区の公衆トイレについて | 向井久仁子 |

日程第 3 議案第 1号 令和6年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 3号 令和6年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 6 議案第 4号 令和6年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 5号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 8 議案第 6号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議案第 7号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計予算

日程第10 議案第 8号 令和6年度伊根町下水道事業会計予算

日程第11 報告第 1号 専決処分の報告について(令和5年度亀島本庄
浜線(野室)法面防災工事変更請負契約の締結
について)

日程第12 議案第25号 伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の一
部改正について

日程第 1 3 議員派遣

日程第 1 4 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ○ 災害対策について | 大谷 功 |
| ○ デジタル教科書導入をはじめとした I C T 教育について | 山根 朝子 |
| ○ 野良猫対策について | 上辻 亨 |
| ○ 亀島地区の公衆トイレについて | 向井久仁子 |

日程第 3 議案第 1 号 令和 6 年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 令和 6 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 3 号 令和 6 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 6 議案第 4 号 令和 6 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 5 号 令和 6 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 令和 6 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 議案第 7 号 令和 6 年度伊根町簡易水道事業会計予算

日程第 10 議案第 8 号 令和 6 年度伊根町下水道事業会計予算

日程第 11 報告第 1 号 専決処分の報告について（令和 5 年度亀島本庄
浜線（野室）法面防災工事変更請負契約の締結
について）

日程第 12 議案第 25 号 伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の一
部改正について

日程第 13 議員派遣

日程第 14 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和6年3月22日（金）
午 前 9時30分 開議

◎ 開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

2番、長谷川 議員

8番、濱 野 議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いしたいと思います。

◎ 日程第2 一般質問

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、災害対策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問を行います。冒頭、1月1日午後4時10分頃発生をいたしました地震の規模を示すマグニチュード7.6、最大震度7の揺れを観測した能登を震源とする令和6年能登半島地震で亡くなられた皆様に心からの哀悼の意を表し、被災をされた全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。自らも被災をしながら、懸命の救援活動を行っている地元自治体をはじめ関係者の方々に、また当町を含め支援に行かれた職員、ボランティア関係団体の方々にも敬意と感謝を申し上げます。災害後、3か月が経過しようとしていますが、今なお厳しい避難生活を余儀なくされています。避難生活への支援と併せて、生活再建に向けた支援強化で一日も早い以前の生活に戻れますことを心よりお祈りを申し上げます。

それでは、災害対策について質問をいたします。

伊根町では、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画を策定しています。策定当初は、毎年改定をされていましたが、平成30年以降、改定されていないと思われます。改定は、災害対策の実効性の確保とともに、町民の災害対策意識向上にも大いに役立つものと考えます。日々変わりゆく状況の中で、より一層実効性があり、町民の命と暮らしが守られる計画とする必要性から、実情に合った最新のものに常に改正していく必要があるのではないのでしょうか。

特に今回、能登半島地震において半島における災害時の対応の難しさなどが大きくクローズアップされました。これは、よそごとではないと感じられた町民も多いと思います。伊根町のような交通アクセスが限られた地形の被災が、災害対応を困難にさせる可能性が大きいことを改めて今回の災害で痛感をしています。特にUPZ内での複合災害について、本当に逃げられるのかという新たな視点を設ける必要が出てきました。いま一度、災害対応について点検をし、例えば避難方法、避難ルートの確保、渋滞対策、町民の輸送計画などについて適切なのか、安定ヨウ素剤の期限は切れていないのか、数量は確保されているのか、配付体制は確認されているのか、さらに、避難所でのウイルス感染症対策、国の避難情報ガイドライン等の改正による町防災計画への反映、完全孤立になった場合の食料備蓄は今のままでよいのかなど、現況との整合性も併せ、特に見直す必要があるのではないのでしょうか。

また、関係機関、団体、省庁と事前協議を定期的に行い、実効性の担保をしておく必要があると

と思いますが、町長の考えを伺います。

あわせて、道路などのことは町単独ではどうにもならない場合が多く、京都府と連携し着実に進めなければなりません、伊根町としてできることから先行して進めるべきであります。

例えば何点が挙げますと、1つは、今回の地震での犠牲者の9割が家屋倒壊による死亡者であることが判明をしています。町内建設事業者と連携して住宅の耐震診断、耐震化の進捗による原発事故複合災害時の屋内退避所の確保、家屋倒壊による災害圧死、けがの防止対策が急務であります。

2つ目に、火災防止のための感震ブレーカーの100%設置のための補助とともに、家具転落落下防止補助。

3つ目には、断水時の水確保のための各集落の井戸水などの箇所の確認と緊急時の使用の協定。

4つ目に、避難所から仮設住宅への移住が一日でも早く速やかに移住できるよう、仮設住宅の設置場所の選定とその協定締結。

5つ目に、今回の津波では死者数が少なかったと言われています。やはり東日本大震災の経験から、何かあったら高台へとの周知ができていたと聞きます。高台へ逃げる訓練、周知の方法の再徹底が望まれます。

最後6点目、防災士の育成であります。町民の防災意識を高める活動を進め、いざというときに地域住民自らが地域の防災力の担い手として力を発揮できるよう、防災や減災のための知識や技能を身につけた防災士を養成し、身近な防災士が各地域で地域の意識の向上を図っていくことは非常に重要かと思えます。

平常時に、事前にできる防災対策は数々あると思いますが、まずこれらの進捗を図ることについての町長の考えを伺います。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんの質問に対しまして、初めに、当町の地理的状況や過去の災害発生状況、次に、防災に関する基本的な考え方を申し上げ、ご質問いただいた項目ごとにお答えをさせていただきます。

さて、今回の地震では、改めて半島地域の地理的条件などが支援の障壁になっていることが課題として浮き彫りになってまいりました。当町も丹後半島に位置する自治体であり、緊急輸送道路として指定されている国道178号は、伊根町内唯一の国道であり、当町の交通路の骨格を成す道路でございます。その国道178号によって、隣接する京丹後市、宮津市と海岸部や急傾斜地を切り開いて接続をしております。ほかには主要地方道弥栄本庄線、一般府道九僧伊根線、下世屋本庄線が山間部を経由して近隣へ通じております。これらの道路交通が遮断されると支援が滞るという不利な地理的条件下でございます。そして、当町はこの地理的条件に関して被災した際の苦難を既に味わっております。経験をしております。

平成30年7月豪雨、7月5日から降り続き8日までの総雨量が439mmに達し、7月の降水量の約4倍、年間降水量の2割に相当する雨量が僅か3日で降りました。このとき国道178号が雨量超過による通行止め、迂回路である府道も土砂崩れなどにより通行止めとなり、伊根町は完全孤立をいたしました。町内では土砂崩れなどにより停電が発生し、作業車が町内に入ることができず、復旧作業ができない状況となりました。いわゆるこれが半島の弱みでございます。

しかし、逆に強みもございます。それは海でございます。道路は通行止めとなりましたが、町民の生活必需品の購入、通学通勤のために、丹後海陸交通さんのご協力下、海上輸送を1日3往復行いました。陸が駄目なら海ということでもあります。

当町は、平成24年、既に丹後海陸交通さんと災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定により、陸路・海路の輸送に関する災害支援の協定締結をしております。そして、この災害時の海上輸送では、宮津市の生徒たちも一緒に乗船させるなど、困っているもの同士でもできる協力をを行い、何とか対応を行ってまいりました。

さて、当町の防災の基本的な考え方は、このような教訓を踏まえ、災害発生当初は限られた人員、資機材等で可能な災害時優先業務・応急対策業務を行い、応援が受けられるようになれば、災害対応業務を拡大していくことを基本としております。平成30年度には伊根町業務継続計画を策定しておりますが、全てのことを1つの市町村ではできません。東日本大震災以降、カウンターパート

方式による支援が主流となっております。なお、同方式により令和6年能登半島地震では、京都府の支援先は七尾市となっております。伊根町もそこに参加しております。職員も派遣しております。

道路が通行止めとなっておりますが、京都府の緊急消防援助隊が組織され、1月1日出動し、各省庁の枠を超えた輸送により、翌日から活動が開始されております。自衛隊も出動し、活動しております。通常より移動時間がかかりますが、情報を収集し、迂回しながらも現地に向けて移動し、そして活動が行われております。

報道では、半島地域の地理的条件により支援活動が滞ることが大変注目されておりますが、移動に多くの時間がかかりながらも支援活動は行われ、今も継続されております。関係機関が被災地のために全力で頑張っております。発生の当日あるいは翌日から支援を受けられる体制が日本では整備をされております。

現在の計画を見直す必要があるのではという質問に対しましては、不十分なところは当然見直す必要がありますでしょう。見直す必要がないなどと申し上げることはございません。より一層実効性があるものにする必要があるのは当然でございます。しかし、今回の震災を教訓にするならば、1つの町だけではすることは限られております。陸も駄目、海も駄目ならば空しかありません。その問題も含め、国・府・広域連合などとの連携を深め、その指針に沿っていきたく思っております。

防災備蓄品や原子力防災に係る薬品については、消費期限、使用期限の前に更新をしております。防災備蓄品は、京都府の公的備蓄等に関する基本的な考え方にに基づき、町が食料品等は備蓄し、原子力防災の薬品は京都府が必要数量を確保し、当町に配備いただいております。安定ヨウ素剤の配布体制は、伊根町安定ヨウ素剤配布計画に基づいて行います。

感染症対策につきましては、防災計画の保健衛生、防疫計画に基づいて行うことになります。また、伊根町コミュニティセンターでは非常用発電機を整備し、避難所の空調能力を向上させ感染症防止を図り、発熱者と非発熱者が接触しないような間取りにするなど、ハード面でも対応をしております。

それでは、後段の一つ一つの質問について回答させていただきます。

1つ目、住宅の耐震化につきましては、平成23年度から補助事業を実施しており、耐震診断15件、耐震改修1件、簡易改修1件の支援を行っております。令和6年度は、耐震改修に関わる助成額を増額してさらなる支援を行います。耐震診断につきましては、はなからこれは無料でございます。

2つ目、感震ブレーカーにつきましては、内閣府では地震時等の電気火災の発生、延焼等の危険解消に取り組むべき地域である都市計画法による防火地域・準防火地域が勧告の事項、それ以外の地域が普及促進として位置づけられております。当町もそれに準じて普及啓発を図りたいと考えております。家具転落落下防止補助については、自助の範囲でご対応願いたく思います。

3番目、飲料水に井戸水をとのご提案をいただいております。しかしながら、井戸水は水質も変化することから飲料水として利用する前に、その都度、水質検査が必要となります。特に地震では地下水脈が変化することもあり、災害発生時の飲料水としての直接利用は現実的に難しいと考えます。飲料水としては備蓄品や給水車による配給が現実的と考えます。

4つ目、仮設住宅の設置については、防災計画の住宅対策計画に基づいて設置することになります。しかし、当町は平地が少ないことから、公共用地のグラウンドなどが想定されるところでございます。旧朝妻小学校のグラウンド、旧筒川小学校のグラウンド、旧本庄中学校のグラウンド、それでも足りなければ伊根小学校、伊根中学校、本庄小学校、はたまた桜が丘ということになるかと思っております。

5番目、次に津波対策でございます。津波対策の基本は、とにかく早く逃げる、これです。能登半島地震では、津波注意報の発令と同時に多くの町民の皆さんが高台に避難されるなど、津波に対する意識の高さに感謝申し上げますとともに、引き続き防災訓練を通じて避難行動や避難場所をご確認いただき、今回のようなときの行動につなげたいと思っております。

6番目の防災士の育成でございます。令和5年度から京都府では、防災士養成事業を実施されております。通常の養成講座は6万3,800円かかります。しかしながら、京都府さんの事業を使

えば、受験料認定登録料の8,000円のみで済みます。令和5年度は、消防団員に声をかけておりましたが、これに加えて地域の防災の主体となる方々に声かけをするなどの啓発を行い、防災士の育成に努めてまいります。

最後になりますが、防災に関する避難のご質問を議員の皆さんや各種団体の方からいただきます。その際に必ず言われます。避難計画に実効性があるのか、また検証はできているのかと聞かれます。避難計画に実効性を持たせるためには、それは訓練を行い、問題点を洗い出し、改善をする。これを繰り返すことであります。コロナ禍以前においても、原子力の広域避難訓練のために一般公募を行いました。応募は極めて少なく、結果として各地区の区長さんや役員さん、消防団員、伊根町職員が参加をして行っております。今年度も一般公募を行いました。応募者はゼロです。そのため避難訓練は中止となり、職員による図上訓練と情報伝達訓練を行いました。避難計画の実効性をより高めるためにも、多くの方にご参加いただき、改善点についてご意見をいただければ幸いに思うところでございます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

ちょっと細かいことの確認をさせていただきますが、安定ヨウ素剤は、災害計画の中には伊根診療所と本庄診療所にあるというふうに書かれておりますが、現在もそうなのか。何か聞くところによると、伊根診療所だけに置いてあるというような話も聞いておりますが、その点の確認をしたいのが1点と、それから感震ブレーカーですが、都市計画法に準じて行うということですが、特に伊根地区については住宅が密集しております。火事、火が出ると大変になるということも想像されますので、先行して伊根地区については感震ブレーカーについて設置ができるように検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） どちらのほうからお聞きになったのかよく分からんですけども、基本計画に基づいて安定ヨウ素剤の配備は行っております。

また、住宅地が密集ということでもありますけれども、内閣府のほうの指定地域がありまして、それによる補助等もございますので、一応それも計画に基づいてやらせていただきたい。以前、舟屋のほうで火事があったとき、火災検知器ですね、一遍あれを連動式にしようではないかという話が一遍持ち上がったんです。どこか1軒、1軒だけでも、1軒で火災が起きたら両隣が鳴るようにしよう。ちょっとなかなか難しいところもございまして、それも実現しておりませんが、感震ブレーカーについても一応検討はさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、デジタル教科書導入をはじめとしたICT教育についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

2019年に開始されたGIGAスクール構想への対応として、伊根町では全国に先駆けてタブレットが導入され、児童・生徒が各1台の端末を使用しての授業が始まっています。複式学級の一部には、授業ロボット、AIロボットも導入されています。2020年にデジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議が持たれ、デジタル教科書導入のスケジュールが決められました。そして文部科学省は、小学校の改訂教科書の使用開始に合わせて令和6年度からデジタル教科書の導入を決めました。令和6年度から全ての小・中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書を提供し、次に導入する予定である算数、数学、その他の教科については、学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら、段階的に提供するというものです。当面は、紙の教科書も併用して授業が行われるということです。費用については無償で提供されますが、デジタル教科書からのリンク先にある動画そして音声などは副教材として扱われるために、国費の対象外とされています。

デジタル教科書の使用について、メリットとして言われているのは、直接書き込んだり編集する

ことができ、気になるところは拡大することもできて、個人に合わせた自由な学習ができること。また、動画やドリルなどの使用をすることで、主体的・対話的で深い学びができると言われています。デメリットとして挙げられているのは、デジタル機器を長時間使用することによって児童・生徒の健康面への影響が心配ということ、文字を手書きすることが少なくなることや、実験・実習などの体験が不十分になること、端末を授業と関係のない内容で閲覧すること、機器の故障や不具合ということが指摘されています。

また、文部科学省によると、パソコンなどを使ったネットいじめも深刻で、端末の普及でスマホを持たない子供にもネットいじめが広がっており、2020年度に1万8,870件で、過去最多となったと言われています。それで3月には、教育委員会や学校向けに学習端末の使い方についての方針を通達しているほどです。今後、教育のIT化、ICT教育が進められていきますが、児童・生徒の健全な体と心の発達に及ぼす影響は、まだまだ不明のものが多くあります。これまでの実践から酌み取った課題の整理が必要ではないかと考えます。デジタル教育で大事なものは、情報モラルの確立と人権教育であり、これを一緒に学校で行うことが必要だと思いますが、今後のIT教育、ICT教育の進め方について以下の点を伺います。

1、デジタル教科書はどのように使用されるのでしょうか。紙の教科書も併用していくと思いますが、どうでしょうか。

2、これまでどおりの紙の副教材を使用されると思いますが、デジタル化した副教材をどこまで利用するのでしょうか。

3、教員用のデジタル教科書は無償になるのでしょうか。また、教師の長時間過密労働が全国的に問題になっている中、デジタル教科書の導入は、授業の準備などでさらなる負担が増える可能性もあるのではないかと危惧されますが、教員への支援体制は組まれているのでしょうか。

4、伊根町ではタブレットの自宅への持ち帰りは許可されていますが、授業以外でタブレットを使用する場合、保護者と協力してタブレットの管理、使用ルールなどを決めているのでしょうか。また、使用ルールが決められている場合、それがきちんと徹底され、問題は発生していないのでしょうか。

5、児童・生徒の学習環境は猛スピードで変化しています。子供たちに寄り添い、学びの環境を保護者と共に考え整えていくために、保護者の不安や相談を受ける体制も必要だと考えますが、そのような体制はあるのでしょうか。

最後に、GIGAスクール構想は、単にICT環境を整備するものではなく、子供たちの生きる力を育て、自主性や創造力を育む教育の在り方を大きく見直すものであると言われています。今後、どのような理念の下にIT教育、ICT教育を進めようとしているのでしょうか。

以上、6点について教育長に伺います。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） それでは、山根議員の質問、デジタル教科書導入をはじめとしたICT教育についてお答えいたします。

まず、国のこれまでの動きとそれに伴って伊根町が対応してきている全般的なところをご説明いたします。

議員もご承知のとおり、学校教育法等の一部を改正する法律の関係法令が平成31年4月から施行されました。これにより教育の情報化に対応し、現学習指導要領にある主体的・対話的で深い学びという視点からの授業改善を推進するため、また、障害などにより教科書使用の学習が困難な児童・生徒の支援のために、必要に応じてデジタル教科書を通常の紙の教科書に代えて使用することができるようになりました。国は、デジタル教科書の在り方について先ほど山根議員様もおっしゃられましたが、当面の間は紙の教科書を併用し、令和6年度から全ての小学校5年生から中学校3年生に英語のデジタル教科書を提供すること、そして、次に導入する算数、数学などの教科書については、学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供すること、これを通知されております。

このような国の状況を踏まえ、当町でも全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2年度末に1人1台端末の整備と高速通信ネットワークを集中的

に整備し、GIGAスクール構想を推進してまいりました。そして、令和3年度からは学びの保障・充実のための学習者デジタル教科書実証事業の採択を受け、学校現場では紙の教科書と併用して算数・数学、英語のデジタル教科書の活用を進め、効果を検証している段階にあると認識しております。

それでは、山根議員からいただいた6つの質問項目に対しまして一つ一つお答えをしたいと思います。

1つ目の質問項目、デジタル教科書の利用の仕方は、紙の教科書との併用でいくのかについてでございますが、先ほど申したとおり、併用している状況です。デジタル教科書が実証段階であることや実際に紙に書き込みすることのメリットもあることから、現段階においては完全にデジタル教科書に置き換えるのではなく、段階的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の質問項目、デジタル化した副教材をどこまで利用するのかについてであります。まず、教科書からのリンク先が国費の対象外であるとのことでしたが、デジタル教科書のリンク先の動画コンテンツの閲覧については制限がかかっているということではなく、無償で利用できることとなっています。

どこまで利用するのかというご質問ですが、児童・生徒の学びの充実につながる、また、教員の授業改善に効果的であると判断できるものであれば、予算や学校現場の状況なども踏まえながら、副教材についても積極的に導入すべきだと考えております。この場で具体的にここまでと制限をかけるようなことは申し上げることができません。ご理解のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

3つ目の質問項目、教員用のデジタル教科書は無償なのか。長時間労働が問題になっている中、教員への支援体制は取られているかということですが、前段のご質問ですが、教員のデジタル教科書は無償ではありません。国の無償事業の対象外でございます。

後段のご質問ですが、議員のおっしゃるとおり、ICT教育の推進は、教員に対して新たにICTに関する新たな知識や技能を要求するものですので、教員の負担が増加するという側面は確かにございます。ただ、一方で、教員用デジタル教科書を有効活用することにより、業務負担を軽減できる側面も持っております。1つの例として、授業における板書する機会を減らしたり、教員同士での様々な資料の共有が容易にできる、そういう利便性などがございます。

また、当町では、GIGAスクール構想の実現に向けた初期の支援として、国の補助の下、令和3年度及び令和4年度においてGIGAスクールサポーターの委託を実施してきました。令和4年度をもってスタートアップとしての同制度が終了し、GIGAスクールサポーターの制度が終了したため、令和5年度からは町の職員としてICT支援員を雇用し、おおむね週2日程度、実質は年間100日程度でございますが、伊根町立学校に勤務いただき、教職員のICTに関する質問や要望に対して専門的知見から支援しております。

また、京都府教育委員会が主催するICT関連の研修にも積極的に教員を推薦し、人材育成を図るとともに、お互いに支え合い、高め合える教職員組織を大切にすることで教員の負担感を軽減できればと考えているところでございます。

4つ目の質問項目、タブレットの持ち帰りがされているが、保護者と協力してタブレットの管理や利用ルールを決めているのか、ルールの徹底はされており、問題は発生していないのかについてでございますが、教育委員会が策定したタブレット運用方針を基に各学校でタブレット運用のルールを定めております。それに基づいて学校では児童・生徒へ指導し、保護者に対してはご理解、ご協力をお願いしている状況でございます。ルールの徹底状況ですが、児童・生徒によるタブレットの目的外使用など数件報告されています。しかし、それらの問題については教育委員会において発生時の状況や原因を把握しており、学校を通じて当該事象を起こした児童・生徒への指導を行い、保護者に対しても状況をお伝えし、再発防止に努めているところでございます。

5つ目の質問項目、児童・生徒の学習環境は猛スピードで変化している。子供たちばかりでなく、保護者の不安や相談を受ける体制はあるのかについてでございますが、基本的にはそのために学校があると考えております。各学校現場での丁寧な対応がなされるよう、教育委員会が学校に対して指導助言を行うことは当然でございますが、児童・生徒、保護者の不安や相談を受け止め、適切に

対応できる学校であってほしい、そうあるべきだと考えております。もちろん教育委員会に不安なことを直接相談されても構いません。教育委員会で把握できた案件については、当該保護者の意向も踏まえながら学校と情報を共有し、課題解決を図ってまいります。私は保護者と学校が信頼し合い、子供たち一人一人を丁寧に見取りながら、健やかに育ていくのが基本だと考えております。

6つ目の質問項目、今後、どのような理念の下にＩＣＴ教育、ＩＣＴ教育を進めようと考えておられるのかについてであります。社会の情報化が急速に進み、ＩＣＴ機器やインターネット環境の発展、ＡＩ、ＩｏＴ、ロボットなど技術が向上し、国内外を問わずリモートワークも幅広く可能となり、車両の自動運転やオンライン診療なども実証段階を超えつつある社会の情報化とともに教育の情報化は不可欠ですので、ＩＣＴ教育を積極的に推進していく考えてございます。

どのような理念の下にとのご質問ですが、簡潔に申し上げますと伊根町の子供たちが急速かつ高度に発展している情報化社会を生き抜き、将来、自己実現を果たすことができるように情報や情報手段を適切に選択し、それらを有効に活用できる力いわゆる情報活用能力の向上を図る、当然情報モラルや情報セキュリティなどに関する、このことも含めた情報活用能力というものをしっかりと身につけさせるという理念の下に、ＩＣＴ教育を一層積極的に推進してまいりたいと考えております。

言わずもがな、ＩＣＴ教育は、ＩＣＴ機器を単に使用することや機器の操作技術を身につけることが最終目的ではありません。繰り返しになりますが、情報や情報手段を適切に選択し、それらを有効に活用できる力、いわゆる情報活用能力を身につけて、急激に変化する社会においても新たな価値を生み出したり、多様な人とつながったり、主体的に学び考えたりすることにより人生を豊かに生き抜いていくための教育です。議員のご指摘のとおり、ＩＣＴ教育を進めていくとき、児童・生徒の健全な心身の発達に知らず知らず大きな影響を及ぼす危険性、また人権侵害行為や違法行為などの重大案件につながる可能性もあることを踏まえておくことは非常に重要なことであると考えています。

ただ、問題が起きるので、ＩＣＴ教育はあまり進めなくても、推進しなくてもよいということにはなりません。問題を未然防止するために、また問題が起きたときに適切に解決できるように、教育委員会といたしましても学校や保護者との連携を今以上に深めてまいります。

議員各位におかれましても、ＩＣＴ教育の推進に対しまして今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 山根議員。

○5番（山根朝子君） 丁寧なご回答、本当にありがとうございました。

教育長おっしゃったように、情報モラルの確立と人権教育というのがやっぱり根底にしっかりとなされて、そのＩＣＴ教育というの進めていっていただきたいなと思っています。そして、すみません、5番目の私が心配しているのは、保護者の方がやっぱりいろいろな保護者の方の考えがあると思います。もっともっとＩＣＴ教育を進めてほしいという保護者もいらっしゃるや、いや、その子供に合ったやり方というのがいろいろあるから、どうなんだとか、いろいろと意見があるので、本当に一筋縄というのか、直線的に進めていくというのなかなか難しいかなというふうに思います。

ただ、今、教育長おっしゃったように、学校との連携、また悩みがあったら学校がそのために、その保護者の悩みを解決するために学校があるんだというふうに回答していただけたのは、すごく私としては心強い回答でありました。

ただ、保護者にとっては学校に文句というのか、相談に行くというのちょっとはばかれるというふうな方もいらっしゃるや、やっぱりそこは教育委員会に直接来ていただいてもいいよというふうに今回回答がありましたので、本当に声にならない悩みを抱えていらっしゃる保護者の方に寄り添った丁寧な対応をしていただいて、ＩＣＴ教育というのをこれから進めていっていただきたいなというふうに思います。いろいろと進めていく中で保護者の方へのアンケートとか、そういうものも取られているのでしょうか。そこで問題というのか、ちょっとここは解決していかないかなかなというふうな、そんなことはつかんでおられるのでしょうか。そこはちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 失礼します。

それでは、3点ほど山根議員様のほうから思いを聞かせていただいたところですが、質問も含めましてですけれども、一つ一つ私の思いも加えたいなと思うんですけれども、人権意識の部分や道徳的なモラルの部分やら安全面、セキュリティの部分やらということで、そっちがきちっと守られるからICT教育を進められるんだということの順番性は恐らくないんだと私自身は考えています。山根議員さんも同時にそれを考えなくてはいけないのではないかなというご指摘だと思うんですけれども、そのとおりで、両方、このICT教育ということ、またコンピューターの高度な通信技術が出てきたがゆえに、教育の情報化が進んだがゆえに、より人間としていろいろな人権的な部分、道徳的な部分、自分の身を守る安全、セキュリティの部分という能力が、それとともに発達し合っていくということの捉え方をすべきかなと。子供が過ちを起こしたり、いろいろな部分については大人がしっかりその部分は教えていくと、育んでいくという、そういうことではないかなというふうに思っています。

それと、2点目のいろいろな親御さんの不安とか、どんどん進めてほしいという要望、積極的な要望だとかいろいろな本当にそれはICTに限らず、教育のいろいろな要望事項は多種多様にわたっていますので、次の部分とも重なるかも分かりませんが、親御さん、保護者の願いがどこにあるのかなと、そのお子さんに対しての、そういう部分もしっかりつかみながら、全ての部分でやはり広く受け止めて、学校現場もいってもらわなくてはいけないかなというふうに思っています。

そういうキャッチする方法がアンケートとかあるのかなという3点目のご質問なんですけれども、実際各学校は、年度年度の教育実践に対して自分たち自身で振り返る学校評価を、もちろん自己評価をしていますし、保護者にアンケートは取っていますので、ICT教育という項目立てを1つぽんと置いてということにはならないですけれども、様々な道徳の部分とか学力の部分、体力の部分、そういう健康面の部分、いろいろな部分で声を聞くようなシステムはできていますので、そこをしっかりと拾いながら保護者の方と連携しながらいけたらなというふうに思っていますし、そういう丁寧な指導ができるように、学校のほうとも連携をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

次に、野良猫対策についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

一般質問の前に、能登半島地震で亡くなられた多くの方々に対して心よりお悔やみを申し上げます。また、被災されたの方々に対し心よりお見舞いを申し上げたいと思います。一刻も早い復旧復興を祈っております。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

町内でも野良猫についての問題があるのではないかと思います。私の地区では、空き家の増加により飼い主のない野良猫が空き家にすみ着き、繁殖し増加しているように思います。また、敷地内に侵入しふん尿や生ごみあさり等、猫ダニやノミといった生活被害による住環境問題となっております。野良猫を捕獲し少なくしてほしいと区会でも意見がありましたが、駆除を目的に野良猫を捕獲することは動物愛護及び管理に関する法律により、みだりに捕獲、駆除することはできません。また、別の場所にも移動することもできません。しかし、不適切な飼育や無責任な餌やりなどにより、周辺の生活環境が損なわれるとき、原因者に対して都道府県が立入検査、勧告命令を行うことができます。当町において野良猫の駆除、またトラブル等の報告、相談状況についてお伺いいたします。

また、当町において野良猫対策についての取組はないのかお伺いいたします。

野良猫が増える原因として、飼い主の放置や餌のやり方等が原因ではないかと考えます。野良猫が増えると生活環境が不衛生となり、人にうつる病気もあると聞いております。猫をペットとして飼っておられる方に飼い猫と分かるような首輪や野良猫とならないような飼育指導等をと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいです。

以上について町長に答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、ご質問の野良猫問題についてお答えをいたします。

過去10年程度の間に6地区の野良猫問題の相談をお聞きしております。これにつきましては、具体的な内容についてはちょっとこの場で申し上げることはいささか差し障りがございますので、後ほど担当課のほうにお聞きいただければお答えできる範囲でお伝えしたいと思います。

いずれのケースにおきましても、付近の住民さんからお困りの声をお聞きしたものであり、現在に至っても解決していない案件も多々ございます。解決した場合であっても、その解決した理由は、餌を与えていた当事者が転出や死亡などでいなくなったことで、餌をもらえなくなった猫が四散したということが主なものでございます。こういった愛護動物の不適正な飼育や餌やりは、動物の愛護及び管理に関する法律いわゆる動物愛護法において、都道府県知事はその指導等を行うものとされており、京都府でも京都府動物愛護推進計画を平成20年に定め、動物愛護精神の社会的な普及と生涯飼育などの所有者責任の徹底、感染症や災害などの安全・安心等について記載されております。

当町もこういった問題を把握しましたら、丹後保健所へ連絡し指導いただくようお願いをしており、京都府職員と共に当町職員も口頭指導に同行しております。都道府県の勧告や命令を行うための基準は、複数の周辺住民が知事へ苦情の申出等を行うなど、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とされており、区長さんだけに任せておくのではなく、地域の皆さんが話し合い、できるだけ多くの方から繰り返し電話で申し立てる、または具体的な氏名を連記した要望書、苦情申立等を保健所へ提出するなど、地域全体で困っていることを何度も繰り返し伝えることが必要であろうと思います。役場も共に汗をかかせていただきます。

野良猫であっても、法律上みだりに殺し、傷つけることはできず、また飼い主が特定できなくとも、所有権が存在する可能性もあるため、どうこうすると犯罪とも言われかねない行為となり、むやみに手出しはできないことになります。さらに、野良猫に餌を与える行為そのものは、残念なことに違法ではなく、餌を与えている者を飼い主としてみなすこともできないこともあり、これらの要因が全国的に野良猫問題を解決する妨げになっていると言えます。

このため、餌を与えることをやめさせることが最善かつ最短の方法であると言えますが、責任を持って飼い、周囲の迷惑にならないよう餌を与えるなど、そういったことを勧告することはできても強制するところまで踏み込めないのが現実でございます。以前も役場のほうに苦情をいただきますし、困り事相談隊というんですか、そういうのをつくっていろいろと指導に当たらせていただいたこともあります。そのように定期的に猫の飼育についても、野良猫にならないように勧告じゃなくて、どう言ったらいいんですか、そういった回覧板を回させていただいたりもしております。そうしますと、一時は私の近所のほうでも数匹おります野良猫の中に首輪をした猫が出てきたりして、それなりに効果があるのかなと思うんですけれども、そういった我々には強制力がないもので、そういった投げかけをする、その程度でしかできていないのが現状で、じくじたる思いでございます。

当事者に理解し、改善してもらうことが最善の方法でございますが、それが望めないのであれば、先ほど申し上げたように、地域の皆さんが要望や苦情申立等を保健所へ提出するなど、地域全体で困っていることを繰り返し伝えることが大事だと、必要と思います。町としても京都府へ勧告、命令のステップへ進むよう要請していきたく思います。皆さんと一緒に考えさせていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 上辻議員。

○1番（上辻 亨君） 2年前、野良猫が増え過ぎて困っていると筒川地区でも要望させていただきました。区長さんと共に保健所へ一緒に要望に行こうということでしたんですが、もう保健所が来なくてもいいというような回答ももらっておるわけですが、区長会での要望でも指導程度になるが、無責任な餌やりなどの啓発、また「いねばん」を流すなどの対応を行うなどの対応を行うなどの回答もいただいておりますが、依然として野良猫が減らない、飼い主も区会等ではいろいろとお願いをしておるんですが、あまり言うともうけんかになってしまったり、ちょっと何回も何回も同じことを言いにくくなっているのが現状であります。猫を飼われている方も、また犬を飼われている方のように、マナーを守って飼っていただきたく思います。この一般質問を通じて、動物を飼っておられる方々の意識が少しでもよい方向に変わることを期待して一般質問を終わります。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 保健所さんですね、こっちから言うても嫌な顔をするんですね、この手の話を持って行きますとね。でもね、これ、言い続けなきゃあないですね。言い続けなきゃあない。困ったもんだ、困っているんだと我々のほうからも何遍も言うていきたい。

そして、議員おっしゃるとおり、大変結構な問題なんですね。今日もこの一般質問をいただいて考えさせてもらって、町民さんの指導をと、あまり知事さんの権限があつて、そんな町村でどうこうするというあまり権限がないものであれですけども、言われるように、そういう方を一度でも集まって来るかどうか分かんのですけれども、お声がけしても。来ていただいて、みんなで話し合う機会というのを設けたいと思います。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

最後に、亀島地区の公衆トイレについてを通告議題とし、向井議員の発言を許します。4番、向井議員。

○4番（向井久仁子君） それでは、通告に従い、亀島地区公衆トイレについて一般質問を行います。

今の伊根浦は、コロナ禍も落ち着き観光客が以前のように戻り、特に円安の影響か外国人の観光客が増えたように思います。京都市内において、コロナ禍後はオーバーツーリズムが発生しております。当町の小さな伊根浦でも、市内とは比べものにならないですが、それでもオーバーツーリズムが発生していると感じております。先日、防災無線いねばんで、伊根地区内でのトイレの貸付者の募集をしていました。観光客の皆さんにとっては切実な問題であることは承知しておりますが、町民にとりましては、自宅のトイレを観光客に貸し出すことは、マナーや生活習慣の違う海外の方に使用してもらうのは若干の抵抗があると思われます。トイレは、ウイルスの感染源となり得る可能性も考えられます。清掃を含め衛生面にも貸主は配慮する必要があり、負担も大きいと思われます。離れのトイレであっても同様です。

当町の施策のおかげで、ここ数年きれいな公衆トイレを多く設置していただきました。日出地区には、ほっと館、丹海遊覧船乗り場でも借りられ、大西駐車場公衆トイレ、平田地区には福祉センター、七面山公衆トイレ、舟屋の里公衆トイレ、舟屋日和、伊根浦水産トイレも借りることはできるでしょう。しかし、立石地区、耳鼻地区、亀山地区の亀島地区には公衆トイレがありません。亀島地区にも散策の観光客や釣り客も多く、公衆トイレがないと、民家や周辺の人から見えないところで用を足すと、以前の大西海岸のように不衛生な状況になるおそれがあります。

観光客を誘致する政策を採っている伊根町にとって、亀島地区での公衆トイレの整備は急がれる案件だと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議員ご通告のご質問、亀島地区の公衆トイレについてお答えをいたします。

伊根町の観光の状況については、現在、令和5年の入り込み調査を取りまとめているところでございますが、コロナ禍も落ち着き、速報値でございますが37万人超え、コロナ禍前の35万5,000人を超える状況となっております。伊根地区でもオーバーツーリズムと申しますか、一部では過剰な入り込みで観光案内所周辺では渋滞などが発生しており、伊根町の誘客対策予算は、「人を呼び込む」というよりは「受入れ態勢の整備」に重きを置いた振り分けになっているところでございます。

受入れ態勢の整備として、伊根町では平成23年から伊根地区内の散策時のトイレ不足を解消するために、個人のトイレを借り上げ、観光客に開放していただく伊根町散策トイレの取組を行っております。毎年3件の借上げトイレを募集し、住民の方からの応募で亀島地区内に2か所、平田区内に1か所の計3か所のトイレを借り上げております。無償ではないんですね。無償ではないです。

この取組を始めた経過は、平成23年に策定した伊根浦観光振興ビジョンを推進する上で、トイレの必要性を認識したものの、亀島方面には適当な用地がないこと、財政的な面からも新しく公衆トイレを建設するのではなく、住民の皆さんと協力して「まち歩き」による観光振興を進めようとするアイデアから生まれたものでございます。施策を始めた当時、立石の82歳のおじいさんのお

宅がこれに応募していただきまして、舟屋のトイレを貸してくれるなど、現在も立石で2か所のトイレを借り上げております。

議員おっしゃるように、「自宅のトイレを観光客に貸し出すことに抵抗がある」「マナーの、生活習慣の違う海外の方に使用してもらうのは抵抗がある」、それはそのとおりだと思います。しかし、何も立石から亀山までの全部のお宅にトイレを貸していただきたいとお願いしているものではなく、町としては、亀島区方面に2か所、平田から高梨方面で1か所あればと考えているところに、その数の応募があり、お借りすることができております。つまり散策トイレとしては充足をしている、不足はしていないと考えております。

議員の通告書の中に「民家の見えないところで大便をした跡があった」というお話ですが、私は、その行為が昼間、散策に訪れる観光客の行為ではないと思います。通告書のほうには、また何度か聞いたというような、同じ話を何回かという言葉がございましたが、何度か聞いたというのは、同じ話を何回か聞いたのか、同様の行為が違う場所の複数の場所で起こっているのか、はたまた何度かのその頻度というのはどれくらいのものなのか、疑問に思うところでございます。私も、町長をする前に町会議員のときに、亀山の「かるび」のほうで、そこのおばちゃんの方から聞かせていただいたことがありますね、大便の跡がありますよということ。それ以来、私、町長になりましてから地元の要請に応えまして、「かるび」を封鎖しましたね。それ以来、そういう話は聞いていないですね。ましてや、その立石から亀山まで家が連檐しておりますね。つながっております、真昼間にあの陰に隠れて大便をするような観光客なんてのは、ちょっと考えられないところでございます。夜な夜な釣り人がその辺で用を足したということは、まああるのかなとは思いますが、そんなにあるようなには思わないわけでございます。

また、公衆トイレがないと、観光客や釣り人によって不衛生なところになるとおっしゃられましたが、その考え方はある意味、そういう意味も分かりますが、ある意味、極論ではないかとも思うところでございます。実際に立石から亀山にどの程度の観光客が立ち寄られているのか、実数を測定しているものではございませんが、当該地区に居住する職員の感覚でも、そんなに多くの観光客はいないと言う者が多く、観光協会も宿泊施設に向かう観光客はあると思うが、散策目的、特に散歩による散策は多くない。平田から高梨方面との比較なら、著しく少ないと思われるとの見解であります。ニーズとしてのトイレ整備が必要なのか疑問符がつきます。

さらに申し上げるならば、これまでの公衆トイレは町有地に整備してきておりますが、亀島方面には、先ほど申しましたように家が連檐しておりますので、適当な町有地はありません。仮に公衆トイレを整備するとなると、民地を借りる必要がございます。以前、立石から亀山にかけて下水道工事の道路路面復旧の際に、高梨から平田と同様に、茶色の景観舗装の施工を計画いたしました。これ既に決まっておったんですね、最初は景観舗装するということに決まっております。しかしながら、当時の区長さんからは区民の総意で反対をすると、そういう意見をいただき、通常の黒色の舗装としております。つまりは、地元は観光振興に対していささか拒否感があるようでございます。区長要望でもこの手の要望をいただいたことがなく、向井議員が議員活動の中で公衆トイレの整備の要望などをお聞きしているのであれば、区民の総意として区長要望にも加えていただきますよう働きかけをお願いするものでございます。

ずっと見渡しますと、公衆トイレを建てるような場所はないです。それとも、こんな話はあれですけれども、耳鼻区の公民館がございまして、その耳鼻区の公民館、下水にちゃんとされてトイレも直されました。そうしますと、ほとんど使わんのに下水道料金を払うのは何とか免除してくれなんて話があったんですね。それはちょっとね、それはちょっとお門違いですよと、何なら水道を止めなったらどうですかと、使うときに開栓しなったらなんていう話もあったんですけれども、一応借上げトイレ3万円をお支払いしますね。そういうところを使われたらいいと思うんです。でも、多分そんな話を持ちかけて、耳鼻区の人ほうとは、さあ、どうかなと思ったりもいたします。

これらの観光客の状況、住民ニーズ、地元意向などから判断すると、亀島地区の公衆トイレについては、現在の散策トイレの取組を継続することが最良と考えており、議員おっしゃる、急がれる案件ではないというのが私の考えでございます。

オーバーツーリズム問題は、トイレに限らず路上駐車も大きな問題かと思えます。多くの路上駐

車を見かけます。丹海バスからも道路の迷惑駐車でバスが通れないことが多くあるので、町からも周知願いたいという依頼も受けております。ぜひともオーバーツーリズム対策の一つとして、公衆トイレの問題だけでなく、路上駐車、迷惑駐車対策にご尽力いただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 向井議員。

○4番（向井久仁子君） 町長、丁寧にご回答いただき、ありがとうございます。

さっき言われた、聞いたトイレのやつなんですけれども、たまたまちょっと話しとる内容で、場所はちょっとあれなんですけれども、陰になっているどこかで大便があって、ハンカチがかけてあったから、あれは人間がやったみたいな話をちょっと人と話したり、あとは多分外国の、アジア系の外国の方が大勢わっと集まっていて、その後、のいたら、さっきなかったのにあったという話をちょっと聞いたりして、それは、でも、平田のほうで聞いたんですけれども、そっちのやつは。そんなこともあるんだねということで、ちょっとすみません、2点だったんですけれども、それで書いてしまってますみません。

路上駐車のこと、家の周りでもよくあって、民家の近隣でも家のお客さんが止めたりと思っていたら、全然知らん人がどっか行って止めたりもあったときは、家のほうでも貼り紙を作って隣の家に渡して、これを貼っておいたら来んようになるというのを作ったりして、みんなで町民で協力して今やっております。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、向井議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩します。10時50分まで休憩したいと思います。失礼しました。10時55分まで休憩したいと思います。

休憩 10時46分

再開 10時55分

○議長（佐戸仁志君） それでは、再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第1号 令和6年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、私は、令和6年度伊根町一般会計予算案に賛成の立場で、議員団を代表しまして討論に参加をいたします。

さて、本予算は、令和5年度対比1.8%増で昨年度より増減した主なものについては、歳入で、地方交付税の3.8%増、国庫支出金が社会資本整備総合交付金とエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金による30.1%の増、諸収入でデジタル基盤改革支援補助金による116.7%の増、また昨年度町債発行額が残土処分場建設の土木債起債で大きく上昇しましたが、今年度公債費未済に抑制をし、始まっている公債費の上昇に対応されていることは了とするところであります。

歳出については、人件費の6.7%増のほか、普通建設事業費の10.7%の減、繰出金29.8%の減の予算であります。

次に、各事業のその一部について個別に意見を申し上げます。

再生可能エネルギー活用型地域振興事業につきましては、筒川コミュニティセンターの太陽光発電、蓄電装置の設置は、避難所施設等必須の装置であり、災害時避難拠点として歓迎される場所であります。

残土処分場跡地において太陽光発電装置の設置について調査されることは、エネルギーの地域密着型地産地消を図る上で期待するところではありますが、導入の際には地域との調整についてしっかり話し合いをお願いしたいと思います。

地方公共交通確保維持費においては、いねタクシーの購入について、バス減便を補完するためと冬場の積雪対策としての4WD化のため購入ということであります。今年のように雪の少ない年で

も、いねタクが迎えに行けないという時間帯が、また場所があったと聞きます。今後、さらに需要が増加することが期待されるいねタクであります。今後とも使いやすいいねタクとして進めていただきたいと思います。

民生費では、健やか子育て医療費助成事業において、高校生医療費の現物支給について令和8年度からマイナンバーカードを使用する場合、地方単独医療費に活用ができ、現物支給に移行ができるとの答弁がございました。子育て環境の整備という点で、マイナンバーカードの使用という限定ではありますが、前進と受け止めております。

保育所管理運営費では、午睡のための布団の購入については思い切った斬新な事業であり、子育て支援がさらに充実したことは喜ばしいことであります。

宮高伊根分校跡地活用事業では、食品も扱うドラッグストアに町が整備費を負担し、経営を支援するという非常にまれな政策ですが、町民の生活を支える点では重要な事業であり、町内産物の販売も視野に入れ、町内経済が循環する機能を持つ施設となることを期待をしております。

観光費では、渋滞対策でバスの一時待避所の設置、交通誘導員の設置など対応される予算となっています。引き続き、町民と観光客のトラブルが起きないように、対応をお願いしたいと思います。

農業振興費では、伊根米の商標登録と販売状況の調査の予算について、昨年も述べましたので詳しくは言いませんが、食味の向上と伊根米の物語化を推進し、農業所得向上と農業構造の改善を図っていただきたいと思います。

また、農業再生協議会予算ではありますが、水田活用直接支払交付金の見直しによりまして、令和4年より、5年に一度水張りできない農地は、将来にわたって同交付金の対象外にされることとなりました。そのため、最初の5年目を迎える令和8年までに今後5年に一度の水張りを続けていくのか、また一時的な交付金を受けて畑地化するのかが選択する必要があります。農家は、国の転作政策に誘導され、米作りを減らし、失敗を重ねながらいろいろな転作作物を栽培し、水田を乾田化するよう土地改良を自主施工し、ようやくソバという地域の特産物として定着をしてきました。そこに水を張れというのですから、はしごをかけておいて、それを急に外されるようなものであります。また、畑地化をしても、畑地化した農地に生ずる主な影響は、将来にわたって水田活用交付金を受けることができなくなり、これをきっかけに現況地目等が田から畑に変わる可能性があり、農地の状態に応じて対象となる交付金、中山間また多面的なども受けられなくなり、今後の基盤整備計画に参加できない、または難しくなる場合があることが懸念をされています。このことは、伊根町の水稻を中心とした土地利用型農業の終わりの始まりで、耕作放棄地の拡大に拍車をかけるものであります。早急に再生協議会、農業委員会と協議をし、対応が必要と考えています。ぜひともその対応について検討をお願いいたします。

林業振興費、有害鳥獣対策では、イノシシ被害が減少したものの鹿の被害が新たな広がりを見せています。また、イノシシが再び増加しているとの報道が先日ありました。研究機関と連携しながら獣害の少ない安心して農業が営める環境をつくるよう、引き続き進めていただきたいと思います。また、熊の生息数も確実に増えているものと推測ができます。4月からは一部地域を除き熊も指定管理鳥獣になることになっています。これからは個体数調整をするとのことですが、熊におびえながら生活するような事態が起こらないよう対応をお願いしたいと思います。

教育費では、放課後児童健全育成事業において保護者より要望書も上がっているようですが、保護者への改めての十分な説明とともに、学童保育の必要な児童には確実に対処ができるよう対応をお願いしたいと思います。今年度も従来からの充実した子育て支援を継続されていますことは、伊根で生活をする保護者への大きな応援となり、子供は地域の宝という視点で特別な意義がございました。今後とも子育て環境日本一を目指し、伊根町で育った多くの子供たちが伊根に残り、また帰郷をして伊根の発展の一翼を担えるような状況になればいいなと思っております。さらなる充実を目指されることを期待したいと思います。

今年度は、町制施行70周年の記念すべき年であります。伊根町歌の3番にあります「伝統永く栄えきて 文化の花の咲くところ 見よ逞しき人の和に 理想の郷土築きゆく わが伊根町に誇りあり」と、そんな歌詞をほうふつとさせる歴史に学び、輝かしい未来の実現につながる年になることを切に願い、小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で誇りあるまちづくりを目指し、町

民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力をいただきますことを期待し、賛成の討論といたします。
以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） それでは、私も、令和6年度一般会計当初予算に対し賛成の立場で討論に参加します。

今年度は、前年度予算額から歳入歳出6,300万円増となる35億3,900万円の予算計上がされております。令和5年度を振り返ってみますと、コロナ禍によって鈍っていた町内の観光客数が復活するとともに、これまで自粛ムードであった社会情勢もコロナ禍以前の状態に戻った感のある1年でありました。

少子高齢化による人口減少の現況は変わりませんが、施政方針の中で町長が述べられているように、令和2年の町内人口1,625人と予測されていましたが、令和6年2月1日現在の町内人口は1,925人、897世帯となっております。これは、これまでに伊根浦の舟屋群を核とした観光振興策の成果により、伊根町の全国的な認知度と魅力度が上がり、交流人口、関係人口が増加し、Iターン・Uターン者を含む移住・定住の促進につながった効果と考えております。その事例として、伊根町商工会の会員数は、人口減少一途の中にあって近年の会員数は微増微減であり、新規会員の多くは若い世代で、観光に関連する事業者でございます。都市部と比較すると雇用先が少ない当町で、新規事業支援策による効果によって新たな事業を営む方々の存在があるからこそその現況と認識しております。観光振興策の効果がこのような現況を生み出し、地域経済の発展と地域内における経済の好循環が今後も続くことを期待できます。

その反面、以前から問題提起されていた観光によるオーバーツーリズム対策が、全国の観光地と同様に当町の伊根地区を中心に注目されるようにもなりました。マスコミ報道やSNSでも目にするようになり、該当する地区住民の方々からも早期解決を望む声が多く聞かれます。行政運営は苦勞をして段階を経て課題解決に至っても、途中から新たな課題が次々と浮上してくるのが現実でございます。日々真摯に町民の声に耳を傾け、小規模でも満足感と充実感がある暮らしが感じられる地域を形成し、持続可能な将来像に向かって日々研さんしていかなければなりません。

令和5年度に引き続き令和6年度も、共に町民代表の一人として、町民代表機関の議会の一員として行政関係者、町民の方々と共に住みよい誇れる伊根町を目指し、町制70周年の節目を迎えられるよう邁進していく所存でございます。

それでは、本年度予算に計上されている事業について予算審議したことを念頭に、一部見解を述べさせていただきます。

本年は、町制70周年の年になることから、記念事業費393万円が計上され11月3日に式典、11月9日に講演会予定とお聞きしております。この70周年事業を通し、参加者には伊根町へのさらなる愛着と誇りが醸成されることを目的と聞きます。事業費の内訳は、イベント会社への事業費委託と講師への謝礼金が多くを占めていますが、集客力のある伊根花火への70周年を反映した助成予算を増加したことも鑑み、他の集客力のあるイベントにおいても、町制70周年をキーワードにさらなる伊根町への愛着と誇りが醸成されるイベント内容になることを望みます。

伊根分校跡地活用については、答申に基づき商業地の整備が先行して予算計上されております。商業業者の誘致実現は、町民の生活利便性向上に大きく寄与するものであり、計画的な整備に向けたスムーズな事業振興を望みます。

地域公共交通確保維持事業については5,796万円計上されており、新たないねタク車両として4輪駆動の1台を増便予定とのことでした。いねタク事業は、発足当初の利用予測を大きく上回り、町民からの評価も高い事業でございます。昨今の全国的なドライバー不足により公共交通の減便が取り沙汰されている中、町内における公共交通の充実がいねタク事業はさらなる貢献が期待されております。今後の事業の充実が町民の期待に応えられることを重ねて期待するものでございます。

定住促進事業では、今期からお試し住宅活用の見直しがされ、短期就業者への効果的なサポートが期待されます。今後においても、柔軟な発想と費用対効果のある事業振興を願います。

再生可能エネルギー活用型地域振興事業では4,747万円が計上されております。残土処分場

の跡地活用と連動し、筒川地区の停電等が予測される災害時の非常時の電源確保とともに、早期の筒川コミュニティ施設の完成と連動、そして以前から課題とされていた施設管理の指定業者が決定し、費用対効果に見合った施設運営がされることを望みます。

ふるさと応援事業については、伊根町特産品や町内事業者にとって事業拡大のきっかけとなるものが代表的な返礼品となり、町内の経済好循環の一助となり、伊根町にとって有意義な基金の積立てにつながる事業の在り方を期待しております。

交通安全対策費では、新規事業として全国で増加傾向にある高齢者による自動車の急発進を原因とする交通事故の防止策として、急発進防止装置の設置支援が計上されました。高齢化率が高く車社会が常識の意識が高い当町において、評価の高い取組で深く賛同するものであります。

放課後児童健全育成事業に計上された1,555万円の内訳は、放課後児童クラブで使用する木造建築物の工事請負費が多くを占めております。家族形成する若い子育て世代のIターン・Uターン層で、また町内外で働く方々から、働いている間に子供を預けるところがないとの声は以前から上がっておりました。解決に至るまで様々な制約や預け先の指導者不足、人員不足等、課題は多くありますが、自助・共助・公助への理解と地域や関係機関との協働で解決に向けた取組が進むことを望みます。

保育所運営会議につきましては、山積する課題解決のために保育所の合併によるサービス向上を念頭に、利用者からの聞き取り調査と調整のさらなる取組により、伊根分校跡地活用にて実現されることを期待するものでございます。

また、長年、町民から課題解決に向けた要望の声が多い有害鳥獣防止対策事業についても、関係団体、協力団体との綿密な連携と調整を継続し取り組んでいくことを願います。

冒頭にも触れました観光全般に対する事業のオーバーツーリズム対策では、観光税導入についての今後の対策取組について検討されることも望みます。

小・中学校運営管理事業については、年々酷暑化する夏季への対策として、令和7年には伊根中学校体育館に空調機の設置がスムーズに整うことを願います。また、今季よりスクールバスが24人から26人乗り車両に更新とのことですが、継続した安全運行管理をお願いいたします。

以上、令和6年度一般会計当初予算のスムーズな執行により、伊根町に住む方々が愛着と誇りを持って住み続けられるよう、町民代表機関である議会として最大限の協力と協働することをここに誓い、令和6年度一般会計当初予算の賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） それでは、会派を代表しまして令和6年度伊根町当初予算案について賛成の立場で討論に参加いたします。

本当初予算は、一般会計35億3,900万円、前年度当初比1.8%の増額、一般会計と特別会計の総額46億2,260万円となっております。

令和6年度は、町制施行70周年を迎える節目の年に当たります。この記念すべき年に開催されます記念事業を通してふるさとへの誇りや愛着を感じていただき、後世のためにも意義のある機会となることを期待しております。

宮津高等学校伊根分校跡地活用では、町民の皆様の意見を基に、飲食料品店等小売施設の整備、定住促進住宅、保育園の施設整備構想に向けた調査、設計などが本格的に進んでいくこととなります。小売施設につきましては、ゴダイ株式会社と連携と協力に関する基本協定が締結されました。町民の皆様も令和8年の営業開始を心待ちにしておられるところであります。跡地活用事業は、今後も本町の課題解決に向けた大きな事業となります。また、跡地については、本町の玄関口でもあることから重要な拠点となると考えております。暮らす人はもちろんですが、訪れる方もええまち伊根町になったなと感じていただけるまちづくりをお願いいたします。

令和5年度からEV充電設備の自家発電によって運行となっております予約型乗合交通いねタクは、利用者も順調に推移しており、4WD車の購入により積雪時の運行対応など、さらなる利便性の向上に期待します。また、今後、路線バスの減便が予定されていることから、交通空白地域、交通不便地域が拡大することとなり、いねタク利用者の増加が予想され、運賃の負担も増加となりま

す。このようなことから、今後も町民の移動手段の一つとなるいねタク運行をお願いいたします。

交通安全対策では、安全運転支援装置の設置補助がなされます。高齢ドライバー等による自動車の急発進、踏み間違い事故を防止するため、広報等での周知により設置の普及につなげていただきますようお願いいたします。

子育て支援では、新たに寝具を保育所で準備することで、保護者と子供が手つなぎ登園できる環境となり、また、家庭での負担も軽減されます。こういった支援の拡充により、この町で子育てしたいと思われる支援策の一つとなることを期待しております。

残土処分場管理事業では、第2処分場の新規開設と機械、運搬車両が整備されることにより、今後も継続した受入れが可能となります。財源確保である事業として残土処分の受入れが途切れることのない運営をお願いします。また、再生可能エネルギー活用型地域振興事業で太陽光パネルの設置に向けた調査検討がされます。今後も地元との協議や環境にも配慮していただき、適切な残土処分場の管理運営による事業の推進をお願いいたします。

筒川地域活性化拠点施設では、施設の完成と外構工事が行われ、コミュニティー活動も再開されることとなります。筒川地域がコミュニティー活動を通じて、より一層活性化することを期待しております。また、太陽光パネルと蓄電池が整備されることによって、再生エネルギーの活用と災害時においては避難所、防災拠点としての活用も期待されます。

ここ近年の物価高騰や資材不足による納期遅延等がある厳しい社会情勢ではありますが、本当初予算は限られた財源から必要な事業の検討がなされ、地域要望や町民の声が反映された予算であると思っております。各事業によって町民の暮らしを支え、安全で安心して暮らせるまちづくりになることを期待しております。小さな町だからこそできるよさを生かし、町民一人一人が誇りを持って輝く住みよいええまちの実現に向けた行政運営をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。4番、向井議員。

○4番（向井久仁子君） 令和6年度一般会計歳入歳出予算承認の件について、自友会を代表して賛成の立場で討論に参加をいたします。

令和6年度伊根町一般会計予算は35億3,900万円であり、前年度から6,300万円の増である。歳入は、地方交付税が3.8%の伸びであるが、依然として自主財源の構成比は24.9%と低く、依存財源75.1%である。

伊根町の未来を見据えた総合計画後期計画策定や（仮称）筒川コミュニティーセンターの完成、ゴダイ株式会社の出店計画などを考えますと、令和6年度予算は、円安に立ち向かう未来発展型予算と位置づけられます。主要事業として町制施行70周年記念事業に393万円が計上されており、先人が築き上げたこの伊根町を町民と共に祝いすることができると感じております。

地域公共交通確保維持費の中の予約型乗合交通運行費は、令和4年度から伊根町コミュニティーバスに代わって運行され、町民の皆様の足の確保として評判もよく、令和6年度は新型車両の購入予定もあり、積雪時でも安心して運行ができ、町民にとっても事業者にとってもますますなくてはならない事業となります。

さらには、宮津高校伊根分校跡地を活用した施設整備の第1弾として、ゴダイ株式会社が出店されることへの期待感です。近年においては人口減少の弊害を受け撤退する店舗もある中、町内も暗い雰囲気支配しており、人口減少が叫ばれる中ではありますが、今後の周辺整備も含めて極めて明るい決定事項であり、期待を寄せるところです。

コロナの収束とともに当町へ訪れる観光客も増加しております。オーバーツーリズムとなっており、対策として交通誘導員の予算化は評価できますが、抜本的な対策も必要と考えられます。

1次産業を守るための事業として漁業は、伊根漁港大浦第1岸壁の機能保全工事があり、早急なる工事の完了が望まれます。農業関連は、獣害対策として毎年対策事業が実施されていますが、鹿、猿、イノシシに加えて熊の被害も拡大しつつあるため、真剣な対策を検討しないと、農家さんの耕作意欲の低下や高齢農業者の早期離職など農業従事者の減少を加速させるばかりで、当町にとってはマイナスになると考えられます。

働き方改革により職員の皆さんの職場環境や労働時間の変化は少なからず影響があるかと思えます。町長をかじ取り役として、職員、会計年度任用職員を含め、町民の安心・安全を損なうことの

ないようにご努力いただきますよう申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和6年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、議案第2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第3号 令和6年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 令和6年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第4号 令和6年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和6年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、議案第5号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第6号

○議長（佐戸仁志君） 日程第8、議案第6号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（佐戸仁志君） 日程第9、議案第7号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計予算を議題と

し、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第8号

○議長（佐戸仁志君） 日程第10、議案第8号 令和6年度伊根町下水道事業会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和6年度伊根町下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 報告第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第11、報告第1号 専決処分の報告について（令和5年度亀島本庄浜線（野室）法面防災工事変更請負契約の締結について）を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 報告第1号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項に規定する議会において指定された町長の専決処分に関するものでございます。

1枚お開きいただきまして、2枚目の専決処分書をご覧ください。

この専決は、変更契約に伴い増減する金額が500万円以下の場合であって、当初請負額の10分の1に相当する額を超えないとき町長において専決処分することができるとされるもので、令和3年発議第2号において議決により指定されたものでございます。

専決処分を行った契約についてご説明いたします。

令和5年度亀島本庄浜線（野室）法面防災工事の変更を随意契約により行うものです。当初契約金額8,332万5,000円に第2回変更契約額375万6,500円を減じまして、総額7,956万8,500円となっております。第1回変更につきましては工期の変更でございますので、金額の増減はございません。契約の相手方は、株式会社井長組、代表取締役井戸本勝典です。

工事の主な変更内容についてご説明いたします。

のり枠斜面を押さえるための鉄筋挿入工とその仮設足場につきまして、現場調整により片側通行を確保することができたことから、クレーンのつり下げによる無足場工法が実現可能となりましたので、工種変更を行っております。また、のり枠内の植生基材吹付工のうち、一部植生がなじまない箇所につきまして、切土斜面の状況を踏まえ、モルタル吹付工へ変更を行いました。これにより工種の追加と数量の変更を行っております。そのほか、切土斜面の湧水状況を踏まえ、横ボーリング工を廃止しております。その他の数値の細かな変更につきましては、精測の結果によるものでございます。

次ページをご覧ください。

平面図でございます。図面から旗上げされた抜き出された部分なんですが、そちらのほうの赤書きの文字が変更工種となっております。施工する延長や範囲に変更はございませんので、図面自体への加筆修正等はありません。

次ページのほうをご覧ください。

標準断面図でございます。平面図同様、赤書きの文字が変更部分となっております。変更内容は、さきにお伝えしたとおりの内容となっております。

本工事につきましては、昨年度からの継続工事でしたが、本変更により本年度に事業が完成することをご報告申し上げます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 以上で報告第1号を終わります。

◎ 日程第12 議案第25号

○議長（佐戸仁志君） 日程第12、議案第25号 伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第25号 伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

令和6年度から令和8年度までの介護保険料の基準所得金額の改正を行い、併せて減額賦課に係る保険料率の改正を行うものでございます。

担当課長からの細部説明につきましては省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 休憩します。

休憩 11時34分

再開 11時37分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） すみません、人がすることなのでミスは起こり得ると思うんですけれども、これは何かやっぱり何重かのチェックがあって、こういうことをされているのか。何か数値を入れたらこういうふうな、コンピューターに入れたら出るということなんで、それを軽く、軽くというのか、さっと点検してこういうふうな表が出来上がっているのか、どうなんでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） どこまで行っても言い訳にはなるとは思うんですが、この計画は業者に委託してつくってございましたので、この表についても業者をお願いしていたものになります。再度の説明になりますが、標準段階は同額据置きというのは、早くから決まっておりましたこととありますのと、国が示した区分のとおり、率のとおりというのをもう早くから運営協議会のほうでも確認いただいたりしておりましたので、そんなに複雑なものにはなっていない。例えばA案、B案、C案などいろいろな案を示した後、採用したのとは異なっておるとかそういったことではなく、単純にごくごく簡単なものが出来上がっていると信じ切っておったものが悪く、それぞれ立場で確認ができていなかったことによるしかないのです。申し訳ありません。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありますか。質疑がないようでありますので、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議員派遣

○議長（佐戸仁志君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件について、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第14 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第14、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

上程されました令和6年度当初予算をはじめとした全ての案件について、慎重審議の上、ご可決いただき、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には、議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

いよいよ来月からは令和6年度がスタートいたします。理事者をはじめ幹部職員の皆様におかれましてはご自愛いただき、積極的な町政運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。閉会の挨拶といたします。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 11時42分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員